

諮問庁：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

諮問日：平成28年9月16日（平成28年（独情）諮問第76号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（独情）答申第62号）

事件名：参議院議員選挙に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきであり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年8月5日付け精・神発第406号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

原処分を取り消して、対象となる法人文書をさらに特定した上で、請求した情報を全部開示する、との決定を求める。

不開示部分、その情報の性質及び根拠条文を適用する具体的根拠を示すことを求める。

イ 理由

情報の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不存在と判断することが違法であるか、対象情報を情報公開の対象外であると判断することが違法である。

非開示部分は、法5条1号に該当しない。たとえ非開示部分が法5条1号に該当したとしても、同号ただし書きイロハ全てに該当する。処分庁が、不開示理由において、不開示部分を記載せず、根拠条文

を適用する具体的根拠を示さなかった点につき、行政手続法 8 条の趣旨に照らし不備がある。

(2) 意見書

ア 文書の特定について

(ア) 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っている文書等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、実施機関は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(イ) 平成 28 年度に実施された選挙に関する文書しか特定されなかった。しかし、参議院議員選挙はそれ以前にも行われているのであるから、過去の年度分についても特定すべきである。

イ 不開示情報非該当性

(ア) 処分庁職員の氏名について

処分庁の理事長、病院長、院長、副院長、部長等の職員の氏名は、職員録に記載してあるから、法 5 条 1 号ただし書イに該当する。

(イ) 選挙管理委員会の名称、選挙管理委員会の委員長や事務局職員の氏名、選挙管理委員会の郵便番号・所在地・電話番号等について
選挙管理委員会の名称は個人に関する情報ではないから、法 5 条 1 号に該当しない。

選挙管理委員会の委員長や事務局職員の氏名は、公務員の氏名であり、当該自治体のホームページや職員録等において公表している情報であるから、法 5 条 1 号ただし書イに該当する。

当該選挙管理委員会の名称が判明すれば、当然、選挙管理委員会の郵便番号・所在地・電話番号等も判明するから、不開示の保護に当たらないばかりか、そもそも、法 5 条 1 号には当たらない。

どの自治体に住所を有する患者が入院させられているかという情報は、統計データであり、他の国立研究開発法人たる精神病院に対する情報公開請求に対しても開示になっているが（添付資料 1）、患者個人の権利利益を害していない。

したがって、開示すべきである。

(ウ) 投票立会人氏名

投票立会人は処分庁の職員であるが、精神病院に入院中の患者の人権を擁護するために、病院や行政は、説明責任を果たさなければならない。自治体に開示請求しても、選挙の投票立会人の氏名は開示になっており、公表慣行が認められる。したがって、法 5 条 1 号

ただし書イに該当する。

(エ) 開示文書中の備考欄の記述

当該不開示部分は、ただ備考であるとの抽象的性質しか判明していないが、インカメラ審議の結果、個人の権利利益を害するおそれがない場合には、投票者個人の氏名・住所等を不開示とした以上、法5条1号に当たらず、開示すべきである。

(オ) 患者の氏名、住所

不開示が妥当であるから、争わない。ただし、処分庁・諮問庁は最後まで患者の氏名や住所であるということを記載しなかったうえ、法人文書開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」において「法第5条第1項に該当し、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」としか記載していないため、行政手続法8条の趣旨に照らして不備がある。

ウ 病院に対する開示請求において実施機関職員によって個人情報開示請求と混同されることがしばしばであることにつき附言を求めること

本件ではないが、ある時には、法人文書開示決定通知書とともに保有個人情報の開示の実施方法等申出書が同封されてきた。その際には、電話連絡して、法人文書の開示の実施方法等申出書を郵送してもらい提出したが、本来は不要な遣り取りであった。その間、数日を要するのであるから、このような間違いはないに越したことがないところ、審査請求人は医療被害者やいわゆる精神障がい者の権利擁護関係の団体で活動しており様々な病院に情報公開請求してきたものであるが、独立行政法人等の病院は、殆どが、電話連絡した時でも何度こちらが法人文書の開示請求だと伝えたところでまずはカルテ開示担当に電話が回されたり、決定通知書とともに保有個人情報の開示の実施方法等申出書が送られてきたりするのである。自治体の情報公開ではありえないことである。独立行政法人等職員に対する研修を実施するよう附言を求める。

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求の経過

本件開示請求は、審査請求人が平成28年7月6日付けで本件請求文書の開示請求を行い、処分庁が平成28年8月5日付け精・神発第406号により行った法人文書開示決定を不服として、平成28年8月23日付けで審査請求がされたものである。

2 諮問庁としての考え方

上記開示請求に対し、文書1ないし文書3を開示請求に該当する法人文

書として判断した。

文書1については①氏名、②住所を除き開示した。

文書2及び文書3については、①氏名、②選挙管理委員会名、③住所、④電話、FAX番号を除き開示した。

3 不開示情報該当性について

文書1ないし文書3に含まれる氏名、住所、選挙管理委員会名、電話、FAX番号については、法5条1号に定める「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の不開示情報に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年9月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月30日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年10月6日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、センターにおいて本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているはずであり、本件対象文書の不開示部分のうち、患者の氏名及び住所を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア センター病院は、公職選挙法の規定により、指定病院等（都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等）として入院患者の不在者投票に係る事務を行っており、原処分

において特定された文書（本件対象文書）はいずれも、平成28年7月10日執行参議院議員選挙における当該事務の遂行過程で作成、取得された文書となっている。

なお、諮問後に改めて探索を行ったところ、本件対象文書に対応する過去の年度の文書については、文書保存期間満了により処分済みであったが、本件対象文書の外に、上記選挙に係る不在者投票実施について担当係から病棟師長へ送った協力依頼メール（別紙の3に掲げる文書）が確認された。当該文書の外には、本件請求文書に該当すると判断し得る文書の存在は確認されていない。

イ 本件開示請求は、開示請求書の記載のとおり、参議院議員選挙に関連してセンター病院において作成又は取得されたあらゆる文書の開示を求めるものであるが、不在者投票に係る事務以外に、病院が選挙に関して法令等の規定により又は慣行として関与（実施）することとされている事務等はなく、諮問庁としては、別紙の3に掲げる文書を除き、本件請求文書に該当するが原処分では特定されていない文書が存在するとすべき事情は認められないと考える。

(2) 上記諮問庁の説明を踏まえて検討すると、新たに存在が確認されたとする別紙の3に掲げる文書が本件開示請求の対象として特定すべき文書であることは明らかである。

また、当該文書及び本件対象文書の外に、本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認されなかった旨の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、センターにおいて、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 選挙管理委員会に関する情報が記載された部分について

本件対象文書を見分すると、選挙管理委員会に関する情報が記載された各部分（別紙の4①に掲げる部分）が不開示とされていることが認められ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、市区町村が特定されることで患者（文書2及び文書3では「選挙人」として記載されている。）の住所の特定につながる可能性がある情報であることから、いずれも法5条1号に該当すると判断し、不開示としたものであるとのことである。

しかしながら、当該部分を公にすることにより明らかとなるのは、不在者投票を希望したセンター病院の入院患者のいずれかがその市区町村に住所を有しているという事実のみであって、センター病院の規模、不在者投票を希望した入院患者の人数等を勘案すれば、個人の特定につな

がるおそれは認め難く、個人が特定されない場合においてなお個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は法5条1号の不開示情報には該当しない。

(2) 病院長、副院長等の氏名及び印影について

本件対象文書を見分すると、病院長、副院長、総務部長、財務経理部長及び看護部長の氏名及び印影（別紙の4②に掲げる部分）が法5条1号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、センターは、上記各職位の職員については独立行政法人国立印刷局編職員録に氏名を掲載しているとのことであり、当該印影が単なる氏名の記録以上の意味を有するとも認められないので、いずれの部分も法5条1号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。

(3) その余の部分について

その余の部分は、上記(2)において判断したものを除くセンター職員の氏名及び印影並びに患者の生年月日及び識別番号であり、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められず、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、センターにおいて、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであり、また、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

参議院議員選挙に関する文書一切ですが、具体的には次の通り。

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院における参議院議員選挙に関する情報一切。全ての年度で。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、患者さんやその家族からの文書、患者さんやその家族からのへの文書、選挙管理委員会への文書、選挙管理委員会からの文書、選挙関係の職員の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、食糧費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書および国家公務員法等でそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、投票数、期目前投票数、帰宅して投票する人数、職員側の投票数、その他の投票、投票率、選挙運動、選挙ポスター、投票運動、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。また、事案の移送もお願いいたします。

2 本件対象文書

文書1 平成28年7月10日執行参議院選挙における不在者投票実施についての起案書

文書2 各選挙管理委員会からの不在者投票等の送付について

文書3 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書

3 本件開示請求の対象として特定すべき文書

平成28年7月10日執行参議院議員選挙に係る不在者投票実施について、担当係から病棟師長へ送った協力依頼メール

4 審査請求人が開示すべきとする部分（本件不開示部分）のうち、開示すべき部分

① 選挙管理委員会に関する以下の情報

地区名，委員長名及び印影，担当名，住所，電話番号及びファクシミリ番号，文書番号

- ② センター病院の病院長，副院長，総務部長，財務経理部長及び看護部長の氏名及び印影